

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書（平成____年分）

第1表の付表3

平成19年分以降用

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書は、信託法（平成18年法律第108号）の施行日（平成19年9月30日）以後に効力が生じる信託に係る受託者が記入します。	被相続人	
	受託者の氏名又は名称 (法人整理番号)	()

1 信託の明細		
番号	信託の名称	所在地
1		
2		
3		

2 信託に関する権利の明細								
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	外国税額控除額
					固定資産税評価額	倍数		
							円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							円	円

(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。
 2 この明細は、相続税の申告書第11表に準じて記入してください。
 3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、相続税申告書第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しないでください。
 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

3 相続税額等の計算				
相続税の算出税額（相続税の申告書第1表の受託者の欄の金額）	相続税額の2割加算額（相続税の申告書第1表の受託者の欄の金額）	法人税及び事業税の額の基となる価額の計算		
		信託に関する権利の価額の合計額（欄の金額）	の価額に基づく事業税の額（翌期控除事業税相当額）	法人税及び事業税の額の基となる価額（ - ）
円	円	円	円	円
の価額に基づく法人税の額	の価額に基づく事業税の額	の金額に基づく道府県民税の額	の金額に基づく市町村民税の額	
円	円	円	円	
法人税等控除額（ + + + ）	(+ -)の金額	外国税額控除額（欄の金額）	差引税額（ + - - ）	
円	円	円	円	

(注) 1 又は の各欄の金額は、又は の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
 2 欄の金額は、欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
 3 又は の各欄の金額は、欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。
 4 欄の金額を相続税の申告書第1表の受託者の 23 欄に転記します。欄の金額（ + - - ）がマイナスとなるときは「0」と記入します。

4 信託財産責任負担債務の額の計算					
番号	上記2 欄の金額	欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額	(× ÷)の金額	各信託に関する権利に係る外国税額控除額	信託財産責任負担債務の額（ - ）
	円	円	円	円	円
信託財産責任負担債務の額の合計額					円

(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）
 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の上記「1 信託の明細」欄の番号を記入します。
 3 欄は、上記「2 信託に関する権利の明細」のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託ごとの信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
 4 欄は、上記「2 信託に関する権利の明細」のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託ごとの信託財産に係る外国税額控除額を記入します。
 5 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。

印欄は記入しないでください。

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の氏名又は名称」欄には、受託者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じ。)について一の信託契約ごとに記入してください。
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずる名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、差引税額を算出します。
なお、「 」欄の金額を相続税の申告書第1表の㉓欄に転記します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
- 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項((遺産に係る基礎控除))の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族(当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含む。)及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。